

四 半 期 報 告 書

(第13期第1四半期)

イー・アクセス株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部【企業情報】	2
第1【企業の概況】	2
1【主要な経営指標等の推移】	2
2【事業の内容】	4
第2【事業の状況】	6
1【事業等のリスク】	6
2【経営上の重要な契約等】	6
3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3【提出会社の状況】	9
1【株式等の状況】	9
2【役員の状況】	13
第4【経理の状況】	14
1【四半期財務諸表】	15
2【その他】	31
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	32

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月12日
【四半期会計期間】	第13期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	イー・アクセス株式会社
【英訳名】	eAccess Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 千本 倅生
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
【電話番号】	03-3588-7200
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画本部経理部長 廣野 公一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
【電話番号】	03-3588-7200
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画本部経理部長 廣野 公一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第1四半期連結 累計期間	第13期 第1四半期 累計期間	第12期 連結会計年度
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (百万円)	19,117	47,605	181,541
経常利益 (百万円)	4,076	3,217	5,088
四半期(当期)純利益 (百万円)	2,493	3,166	14,565
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	—	—	—
資本金 (百万円)	—	18,503	—
発行済株式総数 (株)	—	普通株式 3,465,165 第1種優先株式 25	—
純資産額 (百万円)	14,656	74,330	—
総資産額 (百万円)	86,827	340,196	—
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	1,689.13	900.63	4,765.51
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	1,513.66	865.19	4,568.24
1株当たり配当額 (円)	—	普通株式 200 第1種優先株式 1,836,250	—
自己資本比率 (%)	16.3	21.8	—
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,349	12,458	52,002
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△19,059	△10,260	△45,848
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,815	△9,119	△23,651
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	12,215	36,477	43,397

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 当社は、平成23年3月31日以降連結子会社がなくなったことにより、四半期連結財務諸表は作成しておりません。なお、前連結会計年度まで連結財務諸表を作成しているため、前第1四半期累計期間及び前事業年度に代えて前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度について記載しております。

- 3 当社は、平成22年7月1日を効力発生日として、持分法適用関連会社であったイー・モバイル株式会社を完全子会社とする株式交換を行いました。本株式交換は、当社を完全親会社、イー・モバイル株式会社を完全子会社とするものでありますが、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）上は、イー・モバイル株式会社が当社を取得したものとする「逆取得」に該当いたします。また、当社は平成23年3月31日付で当社を存続会社としてイー・モバイル株式会社を吸収合併いたしました。そのため、第12期の連結損益計算書は、イー・モバイル株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月30日の業績に、当社の9ヶ月分（平成22年7月1日から平成23年3月31日）の業績を連結した金額となっております。
- 4 第12期連結会計年度は平成23年3月31日以降連結子会社がなくなったことにより、連結貸借対照表を作成していないため、該当事項のみを記載しております。
- 5 第12期第1四半期連結累計期間及び第12期連結会計年度は連結財務諸表を作成しているため、また、第13期第1四半期累計期間は重要性の乏しい非連結子会社のみであるため、持分法を適用した場合の投資利益を記載しておりません。
- 6 前第1四半期連結累計期間については、持分法適用関連会社であったイー・モバイル株式会社は連結の範囲に含めておりませんが、子会社である株式会社カルティブ及びCV1投資事業有限責任組合は連結の範囲に含めております。なお、株式会社カルティブ及びCV1投資事業有限責任組合は、会社の規模（総資産及び利益剰余金）、グループ業績への影響割合（売上高及び当期純損益）、将来性等を勘案して、前第2四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

当社グループは、当社と非連結子会社2社（株式会社カルティブ及びCV1投資事業有限責任組合）により構成されております。なお、株式会社カルティブ及びCV1投資事業有限責任組合は、会社の規模（総資産及び利益剰余金）、グループ業績への影響割合（売上高及び当期純損益）、将来性等を勘案して、連結の範囲から除外しております。

事業におけるセグメントの位置付けは、次のとおりであります。

なお、平成23年3月31日に当社とイー・モバイル株式会社（以下、「イー・モバイル」といいます。）との間で、当社を存続会社とする吸収合併を実施したことにより、事業管理体制の最適化を図るため、従来の「モバイル事業」、「ネットワーク事業」、「デバイス事業」を再編成し、新たに「無線事業」と「固定事業」に事業区分を変更しております。これに伴い平成23年4月1日より開始される事業年度より、当社グループの報告セグメントの区分を「無線事業」、「固定事業」としております。

①無線事業

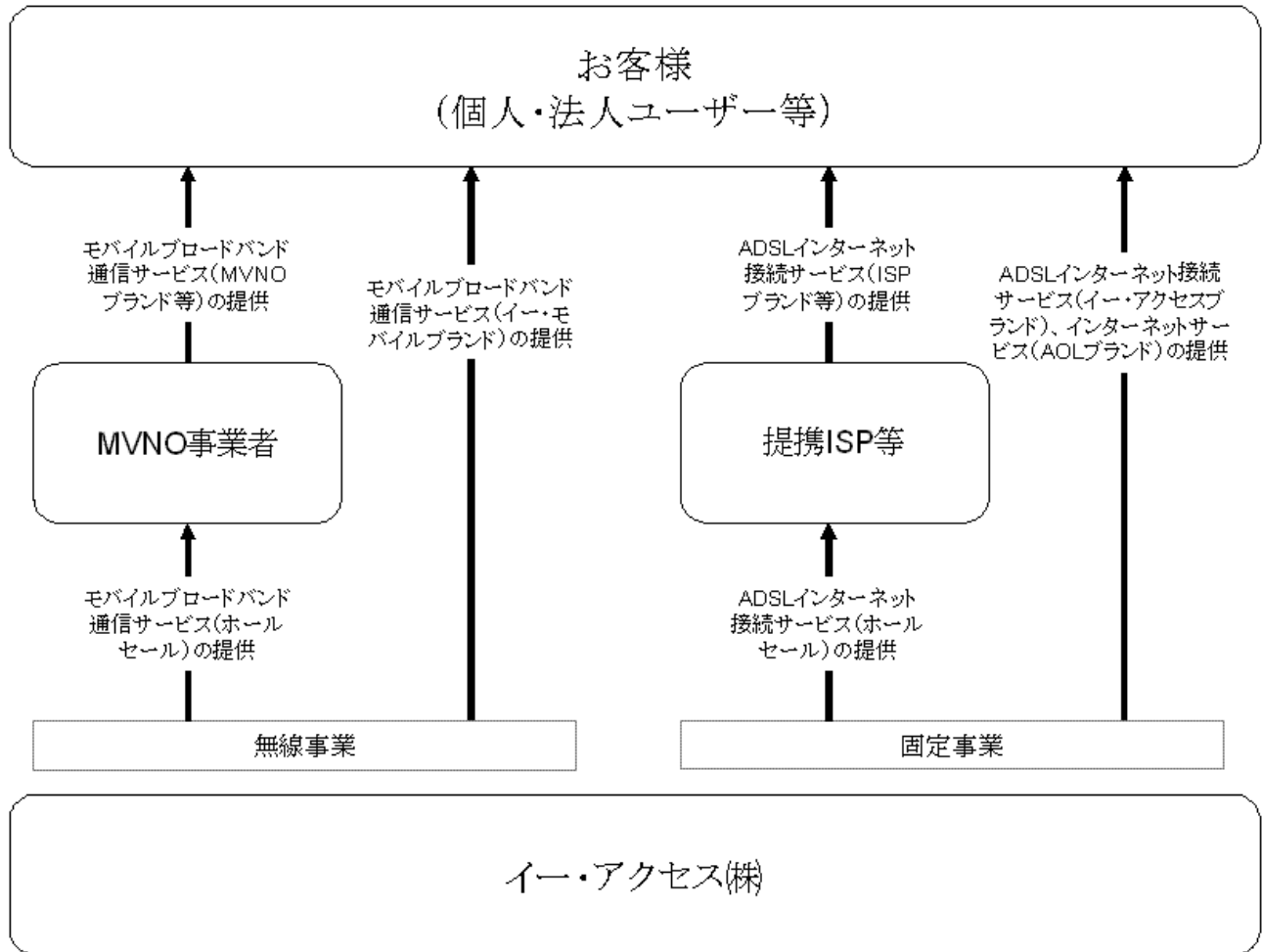
「イー・モバイル」ブランドで、3.5世代・HSDPA規格を用いた高速モバイルデータ通信サービスと音声サービスの提供及び各サービスに付随する端末の販売を行っております。

無線事業では、他社に先駆けHSPA規格による通信速度の高速化を推し進め、平成22年12月からはDC-HSDPA規格を用いた下り最大速度42Mbpsのモバイル通信サービスを開始しております。また、従来のデータカード型端末やスマートフォンなどの音声機能付き端末だけでなく、携帯音楽プレーヤーや携帯ゲーム機などWi-Fi対応機器の多様化に合わせ、3G一体型モバイルWi-Fiルーター「Pocket WiFi（ポケットワイファイ）」やモバイルWi-Fiルーターとして使えるテザリング機能をオープンにしたAndroid™OS搭載スマートフォンをお客様に提供しております。

②固定事業

ADSL事業者としてISPなどのビジネスパートナーへのホールセール（卸売り）を通じ、お客様にADSL回線を提供しております。平成21年6月に同じADSLのホールセール事業者の株式会社アッカ・ネットワークスを合併し固定ブロードバンド市場のシェアを拡大するとともに、FTTHとの料金格差や導入の容易性といったADSLの優位性を生かしたサービスの訴求を行っております。また、前述のADSLサービスのホールセールの他に、米AOL Inc.との提携によるAOLブランドのISPサービスを展開しております。

事業系統図は、次のとおりであります。



第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当社は平成23年3月31日付で連結子会社のイー・モバイルを吸収合併した結果、連結子会社がなくなったため、当期より非連結決算となっております。このため、前第1四半期累計期間については、四半期連結財務諸表を作成しており、四半期財務諸表を作成していないことから、損益及びセグメント損益の前年同期比について記載しておりません。

前述の吸収合併に伴い前年同期においては持分法適用関連会社であったイー・モバイルの業績が加わったことにより、当第1四半期累計期間における当社の売上高は47,605百万円、営業利益は6,489百万円、支払利息2,623百万円が発生したことにより経常利益は3,217百万円となりました。「イー・モバイル」ブランドでモバイルブロードバンド通信サービスを提供する無線事業は、携帯音楽端末や携帯ゲーム端末、タブレット端末などWi-Fi対応機器の普及により通信需要が拡大している3G一体型モバイルWi-Fiルーター「Pocket WiFi（ポケットワイファイ）」を中心とした販売施策を展開し、契約数を伸ばしました。

また、イー・モバイルの吸収合併に伴い当社が継承したイー・モバイルの税務上の繰越欠損金により課税所得が発生しない見込みであることから法人税等の金額は軽微であり、四半期純利益は3,166百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります

なお、「第1 企業の概況 2 事業の内容」に記載のとおり、平成23年4月1日より開始される事業年度より、当社グループの報告セグメントの区分を「無線事業」、「固定事業」としております。

①無線事業

(単位：百万円)

	前第1四半期 累計期間	当第1四半期 累計期間	比較増減	%
売上高	—	35,548	—	—
セグメント利益（営業利益）	—	2,495	—	—

	前第1四半期	当第1四半期	比較増減	%
純増契約数（千契約）	186	223	38	20.3
累計契約数（千契約）	2,537	3,341	804	31.7
ARPU（円/月）	3,400	2,860	△540	△15.9
月次解約率（%）	1.37	1.50	—	—

※ARPU：1契約当たりの平均収入（10円未満四捨五入）

無線事業は、携帯音楽端末や携帯ゲーム機、タブレット端末などWi-Fi対応機器の普及により、当第1四半期累計期間においても量販店及びモバイルブロードバンド回線の卸売りに関して「Pocket WiFi」を中心に契約数を伸ばしました。これにより、平成23年6月末現在における累計契約数は334.1万契約となり、前年同期末比で80.4万契約（31.7%）増加いたしました。

契約数の堅調な伸びに伴い、当第1四半期累計期間における売上高は35,548百万円となり、セグメント利益（営業利益）は2,495百万円となりました。

なお、平成23年6月末現在の通信可能エリアの全国人口カバー率は92.1%となっております。

契約数

当第1四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日）の新規契約数から解約数を差し引いた純増契約数は22.3万契約となりました。これは、モバイルブロードバンド回線の卸売及び「Pocket WiFi」を中心とした販売施策により量販店における販売が引き続き堅調に推移したことによるものです。

ARPU

当第1四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日）のARPUは、前年同期の3,400円から540円減少し2,860円となりました。モバイルブロードバンド回線の卸売販売比率の増加や2年間の長期契約割引期間の満了に伴い、月額料金を抑えた契約種別の割合が増加したことによるものです。

解約率

当第1四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日）の解約率は1.50%となり、前年同期から0.13ポイント上昇いたしました。これは主に2年間の長期契約割引期間の経過に伴い顧客の一部に解約が生じたことによるものです。

②固定事業

（単位：百万円）

	前第1四半期 累計期間	当第1四半期 累計期間	比較増減	%
売上高	—	12,057	—	—
セグメント利益（営業利益）	—	3,994	—	—

	前第1四半期	当第1四半期	比較増減	%
累計契約数（千契約）	2,204	1,839	△365	△16.6
ARPU（円/月）	1,973	2,009	36	1.8
月次解約率（%）	2.11	2.04	—	—

※ARPU：1契約当たりの平均収入（1円未満四捨五入）

固定事業においては、ADSL回線の卸売先であるISP・パートナー企業と連携し新規顧客の獲得及び解約抑止に努めましたが、解約数が新規契約数を上回り、累計契約数が減少しました。平成23年6月末現在のADSL累計契約数は183.9万契約となっております。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は12,057百万円となり、セグメント利益（営業利益）は3,994百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末の流動資産、有形固定資産、無形固定資産はそれぞれ111,258百万円、144,962百万円、46,079百万円となり、前事業年度末に比べそれぞれ13,180百万円の減少、238百万円の増加、1,721百万円の減少となりました。流動資産の減少は主に現金及び預金の減少8,949百万円、売掛金の減少3,196百万円、未収入金の減少2,505百万円によるものであります。また、投資その他の資産は36,599百万円となり、前事業年度末に比べ976百万円の増加となりました。これらの結果、資産合計は340,196百万円となり、前事業年度末に比べ12,756百万円の減少となりました。

当第1四半期会計期間末の流動負債は64,845百万円となり、前事業年度末に比べ14,564百万円の減少となりました。これは主に買掛金の減少545百万円、1年内償還予定の社債の減少2,970百万円、1年内返済予定の長期借入金の減少2,438百万円、未払金の減少5,604百万円、未払費用の減少1,636百万円、未払法人税等の減少404百万円によるものであります。固定負債は201,020百万円となり、前事業年度末に比べ503百万円の増加となりました。これは主に長期借入金の減少56,045百万円、社債の増加56,740百万円によるものであります。これらの結果、負債合計は265,865百万円となり、前事業年度末に比べ14,060百万円の減少となりました。

当第1四半期会計期間末の純資産は74,330百万円となり、前事業年度末に比べ1,304百万円の増加となりました。これは剰余金の配当739百万円、繰延ヘッジ損益による減少1,176百万円があったものの、四半期純利益3,166百万円を計上したためであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当社は平成23年3月31日付で連結子会社のイー・モバイルを吸収合併した結果、連結子会社がなくなったため、当期より非連結決算となっております。このため、前年同期比について記載しておりません。

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、当事業年度の期首残高43,397百万円から、当第1四半期会計期間において6,921百万円減少したことにより、36,477百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは12,458百万円の収入となりました。これは主に、税引前四半期純利益3,167百万円、非資金損益項目である減価償却費9,244百万円、売上債権及び未収入金の減少による収入4,394百万円、仕入債務及び未払金の減少による支出1,722百万円、未払費用の減少による支出2,635百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは10,260百万円の支出となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入2,500百万円、拘束性預金の増加による支出471百万円、固定資産の取得による支出12,291百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは9,119百万円の支出となりました。これは主に、社債の償還による支出3,495百万円、配当金の支払による支出716百万円、割賦債務の返済による支出4,199百万円と、長期借入金の借入れと返済による純支出58,482百万円、社債の発行による収入55,997百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社にとって最大化すべき企業価値とは株主の利益そのものであり、その実現のためには少数株主や消費者、当社従業員その他のステークホルダーの利益に配慮しつつ、電気通信事業に要求される公共性と経営の効率性との両立を継続的に果たしていかねばならないと考えております。

よって、当社に対する濫用的な買収等によって当社の企業価値が不当に害されることを未然に防止し、当社に対する買収等の提案がなされた場合には、当該買収提案の妥当性について、また場合によっては当該買収提案に対して当社が提示する代替案について、企業価値最大化の観点から十分な検討を行うことが当社企業価値の最大化に資すると考えております。

当社は、従前より社外取締役が過半数を占める取締役会を設置し、透明なコーポレート・ガバナンスの確保に努めており、重要提案行為等を目的とする当社株式取得行為があった場合には、株主の利益確保のため積極的な情報収集とその適切な開示に努めてまいります。これらの取組みにより、中長期的な企業価値向上を重視した経営が可能となり、上記基本方針が実現するものと考えております。

(6) 研究開発活動

当第1四半期累計期間の研究開発費の総額は127百万円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	5,459,760
第1種優先株式	10,000
第2種優先株式	10,000
第3種優先株式	10,000
計	5,489,760

(注) 第1種優先株式、第2種優先株式又は第3種優先株式の取得があった場合には、それぞれこれに相当する株式の数を減ずる旨を定款に定めております。

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数 (株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成23年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,465,165	3,465,165	東京証券取引所 (市場第一部)	—
第1種優先株式	25	25	—	(注) 4
計	3,465,190	3,465,190	—	—

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成23年8月1日から本四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された転換社債の転換請求権を含む。)により発行された株式数は、含まれておりません。

2 当社は、普通株式のほか、第1種優先株式を発行しております。

当社は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、普通株式とは異なり、第1種優先株式については、法律上別段の定めがある場合を除き、議決権を有しない旨定めております。

なお、普通株式及び第1種優先株式のいずれについても、単元株式数は定めておりません。

3 当社は、会社法第322条第2項に規定する定款の定めを設けておりません。

4 第1種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

(ア) 第1種優先配当金

① 当社は、各事業年度にかかる期末配当金(定款第43条第1項において定義する。)の支払いについて、普通株式その他の配当に関して第1種優先株式に劣後する株式(以下まとめて「劣後株式」という。)を有する株主(以下「劣後株主」という。)に対する期末配当金の支払いに先立ち、当該事業年度の末日(以下、第1種優先配当金にかかる「基準日」という。)における第1種優先株式を有する株主(以下「第1種優先株主」という。)に対して、第1種優先株式一株につき、その発行価額に6ヶ月円LIBOR(以下に定義する。)に下記のスプレッドを加えた年率(以下「第1種優先株式配当年率」という。)を乗じて算出した額(以下「第1種優先配当金額」という。ただし、平成21年3月31日を基準日とする第1種優先配当金(以下に定義する。)については、この額に、払込期日(同日を含む。)から平成21年3月31日(同日を含む。)までの期間につき、1年365日とする日割計算により算出される金額とする。)の期末配当金(以下「第1種優先配当金」という。)(円位未満小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。)を支払わない限り、劣後株主に期末配当金を支払わない。

「6ヶ月円LIBOR」は、各年4月1日（以下「計算日」という。）の午前11時（ロンドン時間）現在において、テレレート3,750ページ（又はこれを承継するサービスの対応する参照ページ。以下同じ。）に表示される6ヶ月円LIBORを指すものとする。ただし、計算日に、6ヶ月円LIBORがテレレート3,750ページに表示されない場合又はテレレート3,750ページが利用不能となった場合には、当社は計算日に全ての利率照会銀行（当該計算日午前11時の前、最後にテレレート3,750ページに表示された6ヶ月円LIBORを算出するために、そのレートを提供しそれが使用された銀行をいう。以下同じ。）の東京の主たる店舗に対し、計算日の午前11時現在の日本円の6ヶ月のオファードレートの提示を求める。この場合、当社に日本円6ヶ月オファードレートを提示した利率照会銀行が2行以上の場合、当該計算日の6ヶ月円LIBORは、当該オファードレートを提示した利率照会銀行の日本円6ヶ月オファードレートの算術平均値（算術平均値を小数点第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。）とする。また、当社に計算日の午前11時現在の日本円6ヶ月のオファードレートを提示した利率照会銀行が2行に満たない場合、当該計算日の6ヶ月円LIBORは、当該計算日の前営業日の午前11時現在のテレレート3,750ページに表示された6ヶ月円LIBORとする。当該計算日の前営業日に、6ヶ月円LIBORがテレレート3,750ページに表示されない場合又はテレレート3,750ページが利用不能の場合には、上記ただし書きの規定を準用する。

「スプレッド」は、各事業年度について、次の算式により計算される年率とする。

- ・平成21年3月31日に終了する事業年度のスプレッド：5.0%
- ・平成22年3月31日に終了する事業年度のスプレッド：6.0%
- ・平成23年3月31日に終了する事業年度及びこれ以降の事業年度のスプレッド：7.0%

- ② 前項の規定にかかわらず、各事業年度において第1種優先株主に対して四半期配当金（定款第43条第2項に定義する。）を支払った場合は、当社は、当該事業年度にかかる期末配当金の支払いについて、劣後株主に対する期末配当金の支払いに先立ち、第1種優先株主に対して第1種優先配当金額から第1種優先四半期配当金（以下に定義する。）を減じた額の期末配当金を支払わない限り、劣後株主に対して期末配当金を支払わない。

(イ) 第1種優先四半期配当金

当社は、各事業年度にかかる四半期配当金の支払いについて、劣後株主に対する四半期配当金の支払いに先立ち、当該四半期の末日（以下、第1種優先四半期配当金にかかる「基準日」という。）における第1種優先株主に対し、一株につき第1種優先配当金額の4分の1の金額（ただし、平成20年12月31日を基準日とする第1種優先四半期配当金（以下に定義する。）については、この額に、払込期日（同日を含む。）から平成20年12月31日（同日を含む。）までの日数を分子とし、平成20年10月1日（同日を含む。）から平成20年12月31日（同日を含む。）までの日数を分母とする分数を乗じて算出される金額とする。）の四半期配当金（以下「第1種優先四半期配当金」という。）（円位未満小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。）を支払わない限り、劣後株主に対して四半期配当金を支払わない。

(ウ) 第1種優先配当金の累積

各事業年度において第1種優先株主に対して支払った一株あたりの期末配当金及び四半期配当金の合計額が第1種優先配当金額に達しない場合の不足額（以下「第1種未払優先配当金額」という。）は、翌事業年度以降直ちに累積し、累積した第1種未払優先配当金額（ただし、累積後に第1種優先株主に対して期末配当金又は四半期配当金が支払われた場合には、それを控除した残額。以下「第1種累積未払優先配当金額」という。）については、当該翌事業年度以降に属する日を基準日とする第1種優先配当金又は第1種優先四半期配当金及び劣後株主に対する剰余金の配当に先立って、第1種累積未払優先配当金を第1種優先株主に対して支払う。

(エ) 利益配当への非参加

当社は、各事業年度にかかる配当について、第1種優先株主に対して第1種優先配当金額を超えて配当しない。

(2) 残余財産の分配

(ア) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、劣後株主に対する分配に先立ち、第1種優先株式一株につき、その発行価額相当額に第1種累積未払優先配当金額を加えた金額（以下「第1種残余財産分配額」という。）を支払わない限り、劣後株主に残余財産を分配しない。

(イ) 残余財産の分配への非参加

当社は、第1種優先株主に対して第1種残余財産分配額を超えて残余財産の分配をしない。

(3) 譲渡制限

第1種優先株式の譲渡制限に関する規定は定めない。

(4) 議決権

法律上別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式は議決権を有しない。

(5) 株式の取得償還請求権

第1種優先株主は、払込期日から3年を経過した日以降いつでも、当社に対して、取得を希望する日（以下「取得日」という。）の30日前に書面により事前通知することにより、金銭を対価として第1種優先株式を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、第1種優先株式を取得すると引換えに、取得日における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、取得日に、第1種優先株主に対して、下記に定める金額（以下「第1種優先株式償還請求価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第1種優先株式は、抽選又は償還請求が行われた第1種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

「第1種優先株式償還請求価額」は、第1種優先株式一株当たり、（i）発行価額相当額、（ii）発行価額相当額に払込期日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率3.0%

（1事業年度毎の複利計算とする）の利率で計算される金額（1事業年度に満たない期間については、かかる期間の日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。）、（iii）第1種累積未払優先配当金額、及び（iv）発行価額相当額に、取得日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して、当該事業年度に適用される第1種優先株式配当年率の利率を乗じて計算される金額

（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。ただし、かかる期間内に、第1種優先株式に関して第1種優先四半期配当金の支払いを受けた場合には、支払いを受けた第1種優先四半期配当金の金額を控除するものとする。）の和とする。ただし、かかる算式により計算される額から第1種累積未払優先配当金額を減じた額が、発行価額相当額に120%を乗じた額を上回る場合には、「第1種優先株式償還請求価額」は、第1種優先株式一株当たり、（i）発行価額相当額に120%を乗じた額、及び（ii）第1種累積未払優先配当金額の和とする。また、取得日が、その直前の第1種優先配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、第1種優先株式償還請求価額のうち第1種累積未払優先配当金額については当該60日を経過する日（当該日が休日である場合にはその翌営業日）に支払うものとし、当該支払日までに第1種累積未払優先配当金額にかかる配当決議がなされた場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を第1種累積未払優先配当金額とする。さらに、取得日が、その直前の第1種優先四半期配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、（iv）により算出される金額のうち、当該基準日にかかる未払いの第1種四半期優先配当金相当額については、当該60日を経過する日（当該日が休日である場合にはその翌営業日）に支払うものとし、当該支払日までに当該基準日に対応する第1種優先四半期配当金にかかる配当決議がなされかつ未払いである場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を当該支払日に支払うものとする。

(6) 株式の取得強制償還権

当社は、払込期日から1年を経過した日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって第1種優先株主の意思に拘わらず、当該日における分配可能額を限度として、第1種優先株主に対して、下記に定める金額（以下「第1種優先株式強制償還価額」という。）の金銭を交付すると引換えに、第1種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得を行うにあたり、取得する第1種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

「第1種優先株式強制償還価額」は、第1種優先株式一株当たり、(i)発行価額相当額、(ii)発行価額相当額に払込期日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対して年率3.5%(1事業年度ごとの複利計算とする)の利率で計算される金額(1事業年度に満たない期間については、かかる期間の日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。)、(iii)第1種累積未払優先配当金額、及び(iv)発行価額相当額に、取得日が属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対して、当該事業年度に適用される第1種優先株式配当年率の利率を乗じて計算される金額(かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。ただし、かかる期間内に、第1種優先株主が第1種優先四半期配当金の支払いを受けた場合には、支払いを受けた第1種優先四半期配当金の金額を控除するものとする。)の和とする。ただし、かかる算式により計算される額から第1種累積未払優先配当金額を減じた額が発行価額相当額に120%を乗じた額を上回る場合には、「第1種優先株式償還請求価額」は、第1種優先株式一株当たり、(i)発行価額相当額に120%を乗じた額、及び(ii)第1種累積未払優先配当金額の和とする。また、取得日が、その直前の第1種優先配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、第1種優先株式強制償還価額のうち第1種累積未払優先配当金額については当該60日を経過する日(当該日が休日である場合にはその翌営業日)に支払うものとし、当該支払日までに第1種累積未払優先配当金額にかかる配当決議がなされた場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を第1種累積未払優先配当金額とする。さらに、取得日が、その直前の第1種優先四半期配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、(iv)により算出される金額のうち、当該基準日にかかる未払いの第1種四半期優先配当金相当額については、当該60日を経過する日(当該日が休日である場合にはその翌営業日)に支払うものとし、当該支払日までに当該基準日に対応する第1種優先四半期配当金にかかる配当決議がなされかつ未払いである場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を当該支払日に支払うものとする。

(7) 株式の分割または併合、募集株式の割当を受ける権利等

- ① 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
- ② 当社は、第1種優先株主には新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を与えない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日 (注)	1,413	3,465,190	20	18,503	20	49,250

(注) 新株予約権(ストックオプション)の権利行使

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 25	—	「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,465,165	3,465,165	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,465,190	—	—
総株主の議決権	—	3,465,165	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が49株(議決権49個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、四半期財務諸表等規則第4条の2第2項により、四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

(2) 前第1四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）については、四半期連結財務諸表を作成しており、四半期財務諸表を作成しておりません。そのため、当第1四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）の四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書の比較情報として前第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）の四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載しております。

前第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）の四半期連結財務諸表は、当社、連結子会社2社（株式会社カルティブ、CV1投資事業有限責任組合）、持分法適用関連会社イー・モバイルにより構成されており、「四半期連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。なお、平成22年7月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、イー・モバイルを株式交換完全子会社とする株式交換を行っており、その後、平成23年3月31日を効力発生日として、当社を存続会社、イー・モバイルを消滅会社とする吸収合併を行っております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、子会社の資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.0%
売上高基準	—%
利益基準	△0.1%
利益剰余金基準	△1.1%

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	47,080	38,131
売掛金	30,263	27,067
商品	2,090	2,556
未収入金	36,584	34,079
未収還付法人税等	2,513	2,279
その他	9,426	10,139
貸倒引当金	△3,520	△2,993
流動資産合計	124,438	111,258
固定資産		
有形固定資産		
無線通信設備（純額）	110,769	112,801
その他（純額）	33,955	32,161
有形固定資産合計	144,724	144,962
無形固定資産	47,800	46,079
投資その他の資産		
その他	35,814	36,777
貸倒引当金	△190	△178
投資その他の資産合計	35,623	36,599
固定資産合計	228,147	227,640
繰延資産		
社債発行費	366	1,298
繰延資産合計	366	1,298
資産合計	352,952	340,196
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,791	1,246
1年内償還予定の社債	14,048	11,078
1年内返済予定の長期借入金	※1 20,712	※1 18,274
未払金	19,516	13,911
未払費用	7,038	5,402
未払法人税等	509	105
災害損失引当金	77	48
その他	※1 15,720	※1 14,781
流動負債合計	79,409	64,845
固定負債		
社債	12,640	※2 69,381
長期借入金	※1 177,665	※1 121,620
その他	※1 10,212	※1 10,019
固定負債合計	200,517	201,020
負債合計	279,926	265,865

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成23年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	18,482	18,503
資本剰余金	49,230	49,250
利益剰余金	5,325	7,751
株主資本合計	73,037	75,504
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	18	31
繰延ヘッジ損益	△29	△1,205
評価・換算差額等合計	△11	△1,174
純資産合計	73,026	74,330
負債純資産合計	352,952	340,196

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

前第1四半期連結累計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年6月30日)

売上高	19,117
売上原価	11,453
売上総利益	7,664
販売費及び一般管理費	※1 3,179
営業利益	4,485
営業外収益	
受取利息	4
為替差益	8
その他	8
営業外収益合計	20
営業外費用	
支払利息	323
持分法による投資損失	40
その他	65
営業外費用合計	429
経常利益	4,076
特別利益	
持分変動利益	154
その他	1
特別利益合計	154
特別損失	
固定資産除却損	41
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	22
その他	3
特別損失合計	66
税金等調整前四半期純利益	4,164
法人税、住民税及び事業税	1,204
法人税等調整額	469
法人税等合計	1,673
少数株主損益調整前四半期純利益	2,491
少数株主損失(△)	△3
四半期純利益	2,493

【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
売上高	47,605
売上原価	19,187
売上総利益	28,418
販売費及び一般管理費	※1 21,929
営業利益	6,489
営業外収益	
受取利息	1
その他	19
営業外収益合計	20
営業外費用	
支払利息	2,623
その他	670
営業外費用合計	3,293
経常利益	3,217
特別利益	
固定資産売却益	4
特別利益合計	4
特別損失	
固定資産除却損	53
特別損失合計	53
税引前四半期純利益	3,167
法人税、住民税及び事業税	2
法人税等合計	2
四半期純利益	3,166

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

前第1四半期連結累計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	4,164
減価償却費	1,779
固定資産除却損	41
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	22
その他の損益(△は益)	23
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△1
受取利息及び受取配当金	△4
支払利息	323
持分法による投資損益(△は益)	40
持分法適用会社への未実現利益調整額	△37
持分変動損益(△は益)	△154
売上債権の増減額(△は増加)	2,260
たな卸資産の増減額(△は増加)	61
関係会社未収入金の増減額(△は増加)	358
その他の資産の増減額(△は増加)	36
仕入債務の増減額(△は減少)	△595
未払金の増減額(△は減少)	△2,059
未払費用の増減額(△は減少)	△1,189
引当金の増減額(△は減少)	△88
その他の負債の増減額(△は減少)	△152
小計	4,830
利息及び配当金の受取額	3
利息の支払額	△480
法人税等の支払額	△3,004
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,349
投資活動によるキャッシュ・フロー	
拘束性預金の増減額(△は増加)	△892
有形固定資産の取得による支出	△928
無形固定資産の取得による支出	△239
関係会社株式の取得による支出	△17,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△19,059
財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△222
割賦債務の返済による支出	△423
短期借入れによる収入	3,000
長期借入れによる収入	3,849
長期借入金の返済による支出	△1,094
社債の償還による支出	△495
株式の発行による収入	52
配当金の支払額	△853
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,815
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△13,896
現金及び現金同等物の期首残高	26,110
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 12,215

【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

当第1四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	3,167
減価償却費	9,244
固定資産売却損益 (△は益)	△4
固定資産除却損	53
社債発行費	60
その他の損益 (△は益)	△5
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△539
災害損失引当金の増減額 (△は減少)	△14
受取利息及び受取配当金	△1
支払利息	2,623
支払手数料	593
売上債権の増減額 (△は増加)	3,196
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△484
未収入金の増減額 (△は増加)	1,198
その他の資産の増減額 (△は増加)	22
仕入債務の増減額 (△は減少)	△545
未払金の増減額 (△は減少)	△1,177
未払費用の増減額 (△は減少)	△2,635
その他の負債の増減額 (△は減少)	△556
小計	14,197
利息及び配当金の受取額	0
利息の支払額	△1,954
法人税等の支払額	△24
法人税等の還付額	239
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,458
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の払戻による収入	2,500
拘束性預金の増減額 (△は増加)	△471
有形固定資産の取得による支出	△10,572
有形固定資産の売却による収入	15
無形固定資産の取得による支出	△1,719
その他	△13
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,260

(単位：百万円)

当第1四半期累計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年6月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△226
セールス・アンド・割賦バック取引による収入	3,445
割賦債務の返済による支出	△4,199
長期借入れによる収入	3,404
長期借入金の返済による支出	△61,886
借入手数料の支払額	△1,484
社債の発行による収入	55,997
社債の償還による支出	△3,495
株式の発行による収入	41
配当金の支払額	△716
財務活動によるキャッシュ・フロー	△9,119
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△6,921
現金及び現金同等物の期首残高	43,397
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 36,477

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（ヘッジ会計の方法）

当第1四半期会計期間より、当期に起債した外貨建社債取引について、為替相場の変動によるリスクを回避する目的で通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ会計（繰延ヘッジ処理）を適用しております。

【注記事項】

（四半期貸借対照表関係）

前事業年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成23年6月30日)
<p>※1 借入枠等の実行状況</p> <p>(1) 当社は、運転資金及び設備投資資金を確保するために取引銀行2行と総額7,667百万円、借入期間最長4年10ヶ月の借入枠（コミットメントライン）及び取引銀行1行と総額22,695百万円、借入期間最長8年6ヶ月の借入枠（コミットメントライン）を有しております。また、取引銀行1行と総額7,422百万円、借入期間最長5年10ヶ月の分割実行型タームローン契約を締結しております。当事業年度末の借入実行額はそれぞれ7,667百万円、22,695百万円、3,015百万円であります。</p> <p>なお、これらのコミットメントラインに関し、財務制限条項が付されております。</p> <p>(2) 当社の中長期的な財務基盤をより強化することを目的に、平成18年3月にイー・モバイル株式会社がモバイル事業で必要となる資金を確保するために締結した借入契約に基づく借入金のリファイナンスを行い、取引金融機関21行と総額165,000百万円、借入期間最長5年のシンジケートローン契約を締結しております。当事業年度末の借入実行額は165,000百万円であります。</p> <p>また、当該シンジケートローンに関し、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。主な財務制限条項及びオペレーティング制限条項は以下のとおりです。これらの条項に抵触した場合には、当該シンジケートローンに係る有利子負債の一括返済を求められる可能性があります。</p> <p>なお、当事業年度末現在において、いずれの条項にも抵触していません。</p>	<p>※1 借入枠等の実行状況</p> <p>(1) 当社は、運転資金及び設備投資資金を確保するために取引銀行2行と総額7,333百万円、借入期間最長4年10ヶ月の借入枠（コミットメントライン）及び取引銀行1行と総額21,256百万円、借入期間最長8年6ヶ月の借入枠（コミットメントライン）を有しております。また、取引銀行1行と総額7,422百万円、借入期間最長5年10ヶ月の分割実行型タームローン契約を締結しております。当第1四半期会計期間末の借入実行額はそれぞれ7,333百万円、21,256百万円、6,418百万円であります。</p> <p>なお、これらのコミットメントラインに関し、財務制限条項が付されております。</p> <p>(2) 当社は、無線事業で必要となる資金を確保するために取引金融機関23行、借入期間最長5年のシンジケートローン契約（借入金残高104,887百万円）を締結しております。</p> <p>また、当該シンジケートローンに関し、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。主な財務制限条項及びオペレーティング制限条項は以下のとおりです。これらの条項に抵触した場合には、当該シンジケートローンに係る有利子負債の一括返済を求められる可能性があります。</p> <p>なお、当第1四半期会計期間末現在において、いずれの条項にも抵触していません。</p>

前事業年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成23年6月30日)												
<p>・財務制限条項</p> <p>① 所定のデット・サービス・カバレッジ・レシオ(*1)要件を満たすこと。</p> <p>② 所定のインタレスト・カバレッジ・レシオ(*2)要件を満たすこと。</p> <p>③ 所定のレバレッジ比率(*3)要件を満たすこと。</p> <p>④ 借入期間を通じて、正の純資産を維持すること。</p> <p>*1 デット・サービス・カバレッジ・レシオ：$\text{返済充当可能額} \div \text{元利支払額合計}$</p> <p>*2 インタレスト・カバレッジ・レシオ：$\text{EBITDA (利払前税引前償却前利益)} \div \text{金融費用合計}$</p> <p>*3 レバレッジ比率：$(\text{有利子負債残高} - \text{現預金残高}) \div \text{EBITDA}$</p> <p>・オペレーティング制限条項</p> <p>① 所定の人口カバー率の要件又は所定の基地局累計数の要件を満たすこと。</p> <p>② 所定の加入者数の要件を満たすこと。</p> <p>(3) イー・モバイル株式会社は、モバイル事業の端末購入で必要となる資金の調達を行うため、平成23年3月1日にリース会社4社と割賦販売契約を締結しており、当社は当該契約を引継いでおります。当該契約に基づく当事業年度末の契約未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="207 1102 774 1212"> <tr> <td>割賦販売契約限度額の総額</td> <td>6,000百万円</td> </tr> <tr> <td>契約実行残高</td> <td>2,148百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>3,852百万円</td> </tr> </table> <p>2—</p>	割賦販売契約限度額の総額	6,000百万円	契約実行残高	2,148百万円	差引額	3,852百万円	<p>・財務制限条項</p> <p>① 所定のデット・サービス・カバレッジ・レシオ(*1)要件を満たすこと。</p> <p>② 所定のインタレスト・カバレッジ・レシオ(*2)要件を満たすこと。</p> <p>③ 所定のレバレッジ比率(*3)要件を満たすこと。</p> <p>④ 借入期間を通じて、正の純資産を維持すること。</p> <p>*1 デット・サービス・カバレッジ・レシオ：$\text{返済充当可能額} \div \text{元利支払額合計}$</p> <p>*2 インタレスト・カバレッジ・レシオ：$\text{EBITDA (利払前税引前償却前利益)} \div \text{金融費用合計}$</p> <p>*3 レバレッジ比率：$(\text{有利子負債残高} - \text{現預金残高}) \div \text{EBITDA}$</p> <p>・オペレーティング制限条項</p> <p>① 所定の人口カバー率の要件又は所定の基地局累計数の要件を満たすこと。</p> <p>② 所定の加入者数の要件を満たすこと。</p> <p>(3) 無線事業の端末購入で必要となる資金の調達を行うため、リース会社4社と割賦販売契約を締結しており、当該契約に基づく当第1四半期会計期間末の契約未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="861 1037 1428 1146"> <tr> <td>割賦販売契約限度額の総額</td> <td>6,000百万円</td> </tr> <tr> <td>契約実行残高</td> <td>4,285百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>1,715百万円</td> </tr> </table> <p>※2 当該社債のうち、平成23年4月1日発行の外貨建普通社債57,275百万円に関し、財務制限条項が付されております。</p>	割賦販売契約限度額の総額	6,000百万円	契約実行残高	4,285百万円	差引額	1,715百万円
割賦販売契約限度額の総額	6,000百万円												
契約実行残高	2,148百万円												
差引額	3,852百万円												
割賦販売契約限度額の総額	6,000百万円												
契約実行残高	4,285百万円												
差引額	1,715百万円												

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間については、四半期連結財務諸表を作成しており、四半期財務諸表を作成していないことから、当第1四半期累計期間の四半期損益計算書の比較情報として前第1四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書を記載しております。

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のおりであります。	
販売促進費	1,089百万円
業務委託費	783百万円

当第1四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のおりであります。	
販売促進費	15,098百万円
貸倒引当金繰入額	92百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間については、四半期連結財務諸表を作成しており、四半期財務諸表を作成していないことから、当第1四半期累計期間の四半期キャッシュ・フロー計算書の比較情報として前第1四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載しております。

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	13,106百万円
拘束性預金	△892百万円
現金及び現金同等物	12,215百万円

当第1四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	38,131百万円
拘束性預金	△1,654百万円
現金及び現金同等物	36,477百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間については、四半期連結財務諸表を作成しており、四半期財務諸表を作成していないことから、前第1四半期連結累計期間における株主資本等関係を記載しております。

I 前第1四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月12日 取締役会	普通株式	868百万円	600円	平成22年3月31日	平成22年6月25日	利益剰余金
平成22年5月12日 取締役会	第1種 優先株式	42百万円	1,693,438円	平成22年3月31日	平成22年6月25日	利益剰余金

(注) 配当金額の1円未満は四捨五入して表示しております。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月12日 取締役会	普通株式	2,609百万円	1,800円	平成22年6月30日	平成22年9月10日	利益剰余金
平成22年8月4日 取締役会	第1種 優先株式	47百万円	1,862,188円	平成22年6月30日	平成22年9月10日	利益剰余金

(注) 配当金額の1円未満は四捨五入して表示しております。

II 当第1四半期累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月12日 取締役会	普通株式	693百万円	200円	平成23年3月31日	平成23年6月27日	利益剰余金
平成23年5月12日 取締役会	第1種 優先株式	47百万円	1,862,188円	平成23年3月31日	平成23年6月27日	利益剰余金

(注) 配当金額の1円未満は四捨五入して表示しております。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年8月4日 取締役会	普通株式	693百万円	200円	平成23年6月30日	平成23年9月12日	利益剰余金
平成23年8月4日 取締役会	第1種 優先株式	46百万円	1,836,250円	平成23年6月30日	平成23年9月12日	利益剰余金

(注) 配当金額の1円未満は四捨五入して表示しております。

(逆取得に係る注記)

当第1四半期累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

平成22年7月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、イー・モバイルを株式交換完全子会社とする株式交換を行っており、本株式交換は、イー・モバイルを取得企業、当社を被取得企業とする逆取得となる企業結合に該当します。また、平成23年3月31日を効力発生日として、当社を存続会社、イー・モバイルを消滅会社とする吸収合併を実施しております。

これらの企業結合の結果、連結子会社が存在しないため、連結財務諸表を作成しておりません。また、個別財務諸表においては、当社の帳簿価額を基礎として、取得企業であるイー・モバイルの資産及び負債を合併期日の前日に付された適切な帳簿価額により計上する方法を適用しています(パーチェス法を適用しておりません)。

そのため、企業結合年度において実施した逆取得の企業結合の概要及び被取得企業(当社)に対してパーチェス法を適用した場合の個別財務諸表に及ぼす影響額を以下に記載しております。

1. 企業結合年度において実施した逆取得の企業結合の概要

取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得された議決権比率及び取得企業を決定するに至った主な根拠

(1) 取得企業の名称及び事業の内容

イー・モバイル株式会社 移動体通信事業

当社を株式交換完全親会社、イー・モバイルを株式交換完全子会社とする株式交換を行っておりますが、本株式交換は、イー・モバイルを取得企業、当社を被取得企業とする企業結合上の「逆取得」に該当します。

なお、平成23年3月31日を効力発生日として、当社(被取得企業)を存続会社、イー・モバイル(取得企業)を消滅会社とする吸収合併を実施し、共通支配下の取引として会計処理しております。

(2) 企業結合を行った主な理由

当社及びイー・モバイルは、両社から生み出される利益を源泉として効率的なグループ投資を可能とすること、両社の意思決定を一本化し事業環境の変化に対して積極的かつ迅速に対応することなど、一体となったグループ経営が両社の企業価値を早期に高める上で最善の選択であるとの認識を有するに至り、本株式交換を実施することといたしました。

(3) 企業結合日

平成22年7月1日

(4) 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、イー・モバイルを株式交換完全子会社とする株式交換

(5) 結合後企業の名称

本株式交換に伴う商号の変更はありません。

(6) 取得された議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

株式交換後の当社における株式交換前の当社株主及びイー・モバイル株主の議決権比率の構成、両社の総資産、売上高等の相対的な事業規模、経営戦略上の事業の重要性及び成長性の要素を総合的に比較検討した結果、実質的に支配を獲得する取得企業はイー・モバイルであると決定いたしました。

2. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 四半期貸借対照表項目

流動資産	－百万円
固定資産	8,621百万円
繰延資産	△334百万円
資産合計	8,287百万円
流動負債	－百万円
固定負債	－百万円
負債合計	－百万円
純資産	8,287百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額8,621百万円が含まれており、効果が発現すると見積もられる期間（10年間）で定額法により償却しております。

(2) 四半期損益計算書項目

売上高	－百万円
営業利益	△239百万円
経常利益	△216百万円
税引前四半期純利益	△216百万円
四半期純利益	△216百万円
1株当たり四半期純利益	△62円48銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額239百万円が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間については、四半期連結財務諸表を作成しており、四半期財務諸表を作成していないことから、前第1四半期連結累計期間におけるセグメント情報を記載しております。

I 前第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	ネットワ ーク事業	デバイス 事業	モバイル 事業	合計
売上高				
(1) 外部顧客に対する売上高	14,821	—	—	14,821
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,336	2,960	—	4,296
計	16,157	2,960	—	19,117
セグメント利益又は損失(△)	4,345	138	△40	4,442

(注) モバイル事業のセグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業外費用に計上している「持分法による投資損失」であります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	4,442
セグメント利益に含まれる持分法投資損失	40
その他の調整額	2
四半期連結損益計算書の営業利益	4,485

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当第1四半期連結累計期間において該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

当第1四半期連結累計期間において該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

当第1四半期連結累計期間において該当事項はありません。

II 当第1四半期累計期間（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		計	調整額	四半期 損益計算書 計上額 (注)
	無線事業	固定事業			
売上高					
外部顧客への売上高	35,548	12,057	47,605	—	47,605
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	35,548	12,057	47,605	—	47,605
セグメント利益	2,495	3,994	6,489	—	6,489

(注) セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

平成23年3月31日付で当社とイー・モバイルとの間で、当社を存続会社とする吸収合併を実施したことにより、事業管理体制の最適化を図るため、従来の「モバイル事業」、「ネットワーク事業」、「デバイス事業」を再編成し、新たに「無線事業」と「固定事業」に事業区分を変更しております。これに伴い平成23年4月1日より開始される事業年度より、当社グループの報告セグメントの区分を「無線事業」、「固定事業」としております。

「無線事業」は、モバイルブロードバンド通信サービス、通信端末の開発及び販売等を提供しております。「固定事業」は高速インターネット接続サービス、ISPサービスを提供しております。

前第1四半期連結累計期間の「報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報」を、変更後の事業区分の方法により区分すると以下のようになります。

なお、前第1四半期連結累計期間においては、イー・モバイルは持分法適用関連会社であったため、「無線事業」に含まれるイー・モバイルの経営成績は持分法投資損益の金額で反映しております。

前第1四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）（単位：百万円）

	報告セグメント		計	調整額 (注) 1	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注) 2
	無線事業	固定事業			
売上高					
外部顧客への売上高	633	14,609	15,242	3,875	19,117
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	633	14,609	15,242	3,875	19,117
セグメント利益	3	4,223	4,226	259	4,485

(注) 1 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1) 売上高の調整額3,875百万円は、同一の報告セグメント（無線事業）内の当社から持分法適用関連会社への取引による売上高であります。

(2) セグメント利益の調整額259百万円の主な内容は、同一の報告セグメント（無線事業）内の当社から持分法適用関連会社への取引による営業利益217百万円、セグメント利益に含まれる持分法投資損失40百万円であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当第1四半期累計期間において該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

当第1四半期累計期間において該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

当第1四半期累計期間において該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前第1四半期累計期間については、四半期連結財務諸表を作成しており、四半期財務諸表を作成していないことから、前第1四半期連結累計期間における1株当たり四半期純利益金額等を記載しております。

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	1,689円13銭	900円63銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,493	3,166
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	47	46
(うち優先配当額(百万円))	(47)	(46)
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	2,447	3,120
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,448,575	3,464,227
(2) 潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	1,513円66銭	865円19銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	40	50
(うち持分法適用関連会社イー・モバイル株式会社の発行する潜在株式(A種優先株式)の普通株式への転換による持分変動に伴う持分法による投資損失の増加(百万円))	(△9)	—
(うち支払利息(税額相当額控除後)(百万円))	(49)	(50)
普通株式増加数(株)	194,140	199,197
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	イー・モバイル株式会社： 新株予約権 88,768株 (ストック・オプション) 主に、当社とイー・モバイル株式会社との平成22年3月31日付の株式交換契約に基づき、取締役2名がストック・オプションの放棄を行ったことによる減少	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成23年5月12日開催の取締役会において、平成23年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、また、平成23年8月4日開催の取締役会において、平成23年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

株式の種類	前事業年度		当第1四半期会計期間	
	普通株式	第1種優先株式	普通株式	第1種優先株式
配当金の総額	693百万円	47百万円	693百万円	46百万円
1株当たりの金額	200円	1,862,188円	200円	1,836,250円
支払請求権の効力発生日及び 支払開始日	平成23年6月27日	平成23年6月27日	平成23年9月12日	平成23年9月12日

(注) 配当金額の1円未満は四捨五入して表示しております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月12日

イー・アクセス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 茂 夫 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小山 秀 明 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイー・アクセス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第13期事業年度の第1四半期会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、イー・アクセス株式会社の平成23年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月12日
【会社名】	イー・アクセス株式会社
【英訳名】	eAccess Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 千本 倅生
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長 千本 倅生は、当社の第13期第1四半期（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。